

## 他政令市及び宮城県における環境影響評価条例の規模要件

(網掛けは、本市が設定予定の規模要件)

## (1) 太陽光発電所に関する規模要件(法：対象外)

規模要件 (ha)	該当自治体
75	宮城県(第1種)
50	札幌市(第1種)、北九州市、宮城県(第2種)
20	札幌市(第2種)、神戸市(第1種)、福岡市(市街化区域)
10	広島市、福岡市(市街化調整区域)
5	さいたま市(A地域)、神戸市(第2種)、福岡市(特別地域)
3	さいたま市(B地域)
1	さいたま市(C地域)

※神戸市、福岡市は、太陽光発電所として対象。それ以外は、土地の造成事業等として対象。

※川崎市、名古屋市は、出力による。

## (2) 火力発電所の規模要件(法第1種：150,000kW 第2種：112,500kW)

規模要件 (kW)	該当自治体
112,500	千葉市
100,000	川崎市(第1種)
75,000	札幌市(第1種)、新潟市、北九州市
50,000	京都市、名古屋市、広島市、福岡市、川崎市(第2種)
30,000	札幌市(第2種)
20,000	横浜市(第1種)、相模原市、大阪市、堺市、神戸市
15,000	横浜市(第2種)

※さいたま市は、事業区域面積(1~5ha以上)又は排ガス量(1~4万m<sup>3</sup>/h以上)による。

※宮城県は、火力発電所を対象としていない。

## (3) 地熱発電所の規模要件(法第1種：10,000kW 第2種：7,500kW)

規模要件 (kW)	該当自治体
7,500	大阪市
7,000	相模原市(C地域)
5,250	相模原市(B地域)
5,000	札幌市(第1種)
2,000	札幌市(第2種)
すべて	相模原市(A地域)

※さいたま市は、事業区域面積(1~5ha以上)又は排ガス量(1~4万m<sup>3</sup>/h以上)による。

※宮城県は、地熱発電所を対象としていない。

(4) 水力発電所の規模要件 (法第1種 : 30,000kW 第2種 : 22,500kW)

規模要件 (kW)	該当自治体
20,000	相模原市 (C 地域)
15,000	札幌市 (第1種)、相模原市 (B 地域)、大阪市、広島市、北九州市
6,000	札幌市 (第2種)
1,000	相模原市 (A 地域地域)

※さいたま市は、事業区域面積 (1~5ha 以上) 又は排ガス量 (1~4 万 m<sup>3</sup>/h 以上) による。

※宮城県は、水力発電所を対象としていない。

(参考) 風力発電所の規模要件 (法第1種 : 10,000kW 第2種 : 7,500kW)

規模要件 (kW)	該当自治体
7,500	宮城県 (第1種) 新潟市 (第1種)、千葉市
5,000	仙台市 (全地域)、宮城県 (第2種)、横浜市 (第1種)、相模原市 (C 地域)、堺市、広島市、北九州市
4,500	新潟市 (第2種)
3,800	横浜市 (第2種)
3,750	相模原市 (B 地域)
2,500	仙台市 (A 地域)
1,500	札幌市、京都市、福岡市 (特定区域外)
1,250	仙台市 (B 地域)
1,000	福岡市 (特定区域)
500	相模原市 (A 地域地域)

※さいたま市は、事業区域面積 (1~5ha 以上) 又は排ガス量 (1~4 万 m<sup>3</sup>/h 以上) による。